

# 中国税務及び 投資情報

## 2012年度税務調査に備えるために

### 概要

税務調査は中国の税務徴収管理においても非常に重要な役割を果たしています。国家税務総局は年度税務調査の更なる規範化を目的として、1999年に税務調査の実施に関する統一の規定を整備し始め、国税発[1999]51号（以下、「51号」）を公布しました。

それ以降、国家税務総局は毎年一部の産業や特定の業種に従事する企業又は個人を必須調査項目あるいは奨励調査項目として選定してきました。必須調査項目は下級税務当局によって調査が強制される項目であり、奨励調査項目は下級税務当局が現地の状況によって調査実施が判断されます。

国家税務総局が主宰する「中国税務報」によれば、2012年度の税務調査に関する通達である国税発[2012]17号（以下、「17号」）が国家税務総局より公布されたと最近報道されました。しかし、同紙の記事は通達の簡単な紹介にとどまっており、インターネット上でも通達の公開は行われておりません。

今回の《中国税務及び投資情報》では、当局筋から入手した情報を踏まえ、2012年度の税務調査計画に関する重要なポイントを要約し、そこから想定される影響及び納税者が留意すべきと考えられる分野について解説致します。



## 2012年度税務調査の主な内容

### 税務調査

#### 必須調査項目

- ▶ 精油に係る増値税専用発票の受領企業
- ▶ 資本取引
- ▶ 電子製品、アパレル製品、家具製品に係る輸出時の税還付及び免税を受ける企業、輸出業務に携わる運送代理業者

#### 奨励調査項目

- ▶ 不動産、建築据付業
- ▶ 地方商業銀行、地方株式制銀行
- ▶ 高額所得者の個人所得税
- ▶ 金融業を営む非居住者企業
- ▶ 各地の状況に応じたその他の項目

### 地域レベルの調査項目の整理

各地の税務機関は、農産物加工企業が比較的集中している地域や税収秩序が混乱している地域に対しては、地域レベルでの特別な税務管理を実施しなければならない。国家税務総局は重点地域を選択し、直接的な管理又は監督を行う。

### 重点的税源企業に対する税務調査

更に、国家税務総局は14社の重点的税源企業に対する税務調査リストを発表し、税源企業への税務調査の具体的な内容については別途通達にて規定する。

### 調査対象年度

今回の税務調査は2010年度及び2011年度の納税年度を対象期間としているものの、税法規上の違法行為が見つかった場合には、過去の期間まで遡及する。

### 調査期限

2012年度の税務調査は3月末に開始され、10月末までに完了されなければならない。

## 2012年度税務調査における重点分野

国家税務総局により制定された各調査項目に関する重点分野は以下の通り:

### 精油に係る増値税専用発票の受領企業

調査対象	調査重点	調査対象の選定条件
精油に係る増値税専用発票の受領企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 精油の購入量が合理的な使用量に一致しているか</li> <li>▶ 一度の購入を意図的に複数の小口での購入に分散しているか</li> <li>▶ 同一期間内に複数の給油所から精油を購入しているか</li> <li>▶ 大型車が中心街の給油所で精油を購入しているか</li> <li>▶ 精油の購入状況を証明する自社の運送車両はあるか</li> <li>▶ 他の地域(他の市/省)に所在する給油所から購入した精油が多量であるか</li> <li>▶ 通常の運送車の運送路線以外から精油を購入、又は精油に係る増値税専用発票を入手しているか</li> <li>▶ 継続的に多額の又は整数の精油に係る専用発票はあるか</li> <li>▶ 精油の購入量に大きな変動があるか</li> <li>▶ 精油購入の支払金額及び受領発票が購入者の会計帳簿記録と一致するか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の全体的な税務負担が同省内の同業他社より小さい</li> <li>▶ 企業が取得した精油に係る増値税専用発票のうち、一枚の発票の金額が比較的に大きい</li> <li>▶ 企業が取得した精油に係る増値税専用発票のうち、他の地域で発行された発票の割合が大きい</li> <li>▶ 企業の全体の仕入増値税額に占める精油に係る仕入増値税額の比率が同省内の同業他社の比率より高い</li> <li>▶ 企業が取得した精油に係る仕入増値税の合計金額が比較的に大きい</li> </ul>
精油に係る増値税専用発票の発行企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 専用発票の発行額が総販売額に占める比率は合理的であるか</li> <li>▶ 給油所の毎日の販売記録が専用発票発行の日付と一致するか(例: 給油所の毎日の販売記録と発行の日付とが一致しない)</li> <li>▶ 精油の品種を操作して専用発票を発行した場合はあるか</li> <li>▶ 精油購入資金の支払者、貨物の受領者及び専用発票の取得者が一致するか</li> <li>▶ 専用発票の金額が大きいあるいは他の地域(市/省)で発行されているか。その場合、精油の購入企業の決済方法及び運送方法をさらに調査する必要がある。</li> <li>▶ 給油所が発行した専用発票に記載された車の登録番号及び給油日が当該企業のものと一致するか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の全体的な税務負担が同省内の同業者より小さい</li> <li>▶ 企業が発行した専用発票の合計金額が比較的に大きい</li> <li>▶ 企業が発行した精油に係る増値税専用発票の合計金額が総販売収入に占める比率が同省内の同業他社の比率より高い</li> <li>▶ 企業の一回の発行における専用発票の金額が著しく大きい</li> </ul>

## 資本取引

調査対象	調査重点
<p>持分譲渡及び金融信託等の資本取引に参加した企業及び個人は税務調査の対象になる可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 収入総額の調査(例:企業の収入総額の中に投資収益が含まれているか)</li> <li>▶ 控除項目(例:企業は被投資企業が負担すべき費用を損金処理しているか)</li> <li>▶ 企業再編(債務再編、株式・資産の取得、合併及び分割を含む)</li> <li>▶ 17号は、当該税務調査において国税発[2011]126号により税務局と工商局の間で持分譲渡に関する情報共有することに協力すべきであることを特に強調している。</li> <li>▶ 特殊再編に係る税務処理を採用している企業は必要書類を担当税務機関に提出しているか。</li> <li>▶ 資産保有期間中の価値の増減</li> <li>▶ 海外投資の控除や免税の検査</li> </ul>

## 電子製品、アパレル製品、家具製品に係る輸出時の税還付及び免税を受ける企業

調査対象	調査重点
<p>電子製品、アパレル製品、家具製品に係る自営あるいは代理の輸出企業(以下、「輸出企業」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 輸出時の税還付の詐欺行為が存在しないか</li> <li>▶ 輸出時の税還付の過剰申告が存在しないか</li> <li>▶ みなし国内販売として扱われるべき貨物輸出に関して申告納税をしているか</li> </ul>
<p>電子製品、アパレル製品、家具製品に係る自営あるいは委託の輸出自営生産型企业(以下、「自営生産輸出企業」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 課税輸出売上高の正確性</li> <li>▶ 輸送費、保険料及びコミッションの真実性</li> <li>▶ 輸入時の保税材料の計算の正確性</li> <li>▶ 輸出商品の統計品目番号の正確性</li> <li>▶ 購入した輸出貨物の税還付及び免税の申告は規定に一致するか</li> </ul>
<p>電子製品、アパレル製品、家具製品輸出向けの生産企業(以下、「輸出サプライヤー企業」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 輸出サプライヤー企業にその販売品を生産する能力があったか(例:生産した製品及び産量は、所有する生産工場や生産設備の能力に見合っているか)</li> <li>▶ 生産に必要な費用(例:賃金、光熱費、事務費、出張手当)は発生したか</li> <li>▶ 購入した免税農産品(例:綿花)に係る税務機関発行の仕入増値税発票を取得しているか</li> <li>▶ 委託加工契約が存在するか</li> </ul>





## 所見

17号は、入念かつ継続的な租税徴収の強化、税抜け穴防止並びに2012年度の税収拡大目標の達成の観点から国家税務総局から公表された。2012年度税務調査も毎年全国的に実施される調査の延長である。今年度における「必須」調査項目は資本取引、特定の輸出企業及び今回初めて調査項目に指定された精油に係る増値税専用発票の受領する、あるいは発行を行う企業である。この点で、各税務機関は当該指定項目の調査を行わなければならない。また、国家税務総局は下級の税務機関が特定の業界や高額所得者の税収調査を行うことを強く奨励している。各税務機関は2012年10月末までに関連調査を完了し、その結果を国家税務総局に報告することになっている。

17号は精油に係る増値税専用発票を受領又は発行する企業及び電子製品、アパレル製品、家具製品に係る輸出時の税還付及び免税を受ける企業に対して、下級税務機関が採用することができる詳細な調査方法を提示している。その中で注目すべき点は以下のとおりである：

- ▶ 適格な調査対象を選定するために税務局内部の税収管理システムにより納税者の生産状況、事業プロセス、状況を識別する。
- ▶ 調査対象取引の合理性及び真実性を判断するために調査対象の会計記録、証憑及び関連資料の検討、照合及び分析を行う。
- ▶ 調査対象企業の実際生産や運営の規模及び状況を確認するために、現場調査を実施する。
- ▶ 提起された問題を明確にするために調査対象企業の管理層及び関連人員に質問を行う。
- ▶ 調査対象企業又は取引に関連する証憑を収集するために外部調査(例:他の税務機関、企業あるいは機関の調査)を実施する。
- ▶ 証憑を正しく保管するために調査中に取得した証憑の保管方法を構築する。
- ▶ 税務調査の円滑な遂行のために、調査中に明らかになった税に係る違法行為の犯罪事件の捜査において公安当局と協力する。

17号通達は未だウェブサイト上でも完全な公開は行われていないものの、「中国税務報」の報道は2012年度税務調査の方向性について納税者にとっての良い情報を提供している。すでに一部の地域では地方通達が公布され、当通達に準拠した税務調査が開始されていることが明らかになっている。

このことから、納税者はできるだけ早く自社の税務コンプライアンス体制を見直し、問題が発見された場合は是正措置を検討することが強く推奨される。特に17号にある調査重点に特別な注意が必要である。例として、内部の人員あるいは税務の専門家による税務コンプライアンス・チェックの実施は良いスタートとなるであろう。

今回の税務調査対象の範囲に含まれる企業の財務及び税務の責任者は、今後の税務調査に対する十分な準備を行う必要がある。特に重要なことは、企業が税務当局に対して取引の性質を説明する場合又は不明確な税務申告ポジションが存在する場合に、それらを説明する証拠文書を準備することである。

17号は納税者にとって良い参考資料であることから、今回の税務調査対象企業に該当しない納税者も、17号の内容を参考にし、税務機関が調査において注目するであろう分野に十分留意することが勧められる。

17号公告の内容については以下のリンクをご参照ください：

[http://blog.sina.com.cn/s/blog\\_62a6573d01013010.html](http://blog.sina.com.cn/s/blog_62a6573d01013010.html)

## 連絡先

### 各地区税务服务主管合伙人

- ▶ 陈翰麟（北京）  
+86 10 5815 3397  
henry.chan@cn.ey.com
- ▶ 兰东武（天津）  
+86 10 5815 3389  
alan.lan@cn.ey.com
- ▶ 闫晓光（大连）  
+86 10 5815 3226  
samuel.yan@cn.ey.com
- ▶ 陈明宇（青岛）  
+86 10 5815 3381  
andy.chen@cn.ey.com
- ▶ 谭绮（上海 / 武汉）  
+86 21 2228 2648  
vickie.tan@cn.ey.com
- ▶ 夏燕（苏州）  
+86 21 2228 2886  
audrie.xia@cn.ey.com
- ▶ 夏俊（杭州）  
+86 21 2228 2878  
patricia.xia@cn.ey.com
- ▶ 史川（成都）  
+ 86 21 2228 4306  
chuan.shi@cn.ey.com
- ▶ 陈建荣（广州 / 厦门）  
+86 20 2881 2878  
rio.chan@cn.ey.com
- ▶ 张凡（深圳）  
+86 755 2502 8383  
lawrence-f.cheung@cn.ey.com
- ▶ 袁泰良（香港）  
+852 2629 3355  
clement.yuen@hk.ey.com

### 各税务专业服务团队主管合伙人

- ▶ 田雯琦（转让定价服务）  
+86 21 2228 2115  
jessica.tien@cn.ey.com
- ▶ 温志光（人力资本服务）  
+852 2629 3876  
paul.wen@hk.ey.com
- ▶ 罗伯特·史密斯（间接税服务）  
+86 21 2228 2328  
robert.smith@cn.ey.com
- ▶ 黎颂喜（国际税务咨询服务）  
+852 2629 3188  
becky.lai@hk.ey.com
- ▶ 陈子恒（财务交易税务咨询服务）  
+852 2629 3228  
david.chan@hk.ey.com

### 大中华区税务服务主管合伙人

- ▶ 唐荣基  
+86 21 2228 6888  
walter.tong@cn.ey.com

### 作者-中国税务中心

- ▶ 许津瑜  
+852 2629 3836  
jane.hui@hk.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001797

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china